様式第９号

児童養護施設退所者等

収入印紙貼付 欄

円

自立支援資金借用証書

# 社会福祉法人七戸美光園　理事長 殿

年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
| （借受人） ※ 本人が署名して下さい。  住所  氏名 | |
| （法定代理人） ※ 本人が署名して下さい。  住所  氏名 | （法定代理人） ※ 本人が署名して下さい。  住所  氏名 |

私は、次のとおり自立支援資金の貸付けを受けました。この自立支援資金について、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度実施要綱等の規定に従い、特約条項を承認のうえ、滞りなく返還します。

なお、正当な理由なく自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5.0％の割合で計算した違約金を支払います。

|  |  |
| --- | --- |
| １ 貸付金の借入 | 年 月から 年 月までの ヶ月 |
| ①生活支援費借入 |
| 月額・借入期間　　月額　　　　　　　 円 |
| ②家賃支援費借入 | 年 月から 年 月までの ヶ月 |
| 月額・借入期間　　月額 　　　　　　　円 |
| **借入金額合計** 　　　　　　　　　　　　**円**  ２ 貸付金の返還  返還期間 児童養護施設退所者等自立支援資金返還計画等に基づき、七戸美光園理事長が認めた期間  返還方法 七戸美光園理事長が定める返還事由が発生した翌月から月賦または半年賦で返還する | |



（連帯保証人） ※ 本人が署名して下さい。

住所

氏名

# 借受人、法定代理人、連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。

**［特約条項］**

（貸付の停止等）

第１条 七戸美光園は、借受人が第２条の各号の一に該当する場合、又は七戸美光園の求めに対し回答や報告を行わなかった場合には、将来に向かって貸付を停止し、又は既にしている 貸付内容を変更することができる。

２ 七戸美光園は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、借入金の全部又は一部につき一括返還を請求し、又は将来に向かって借入金の振込を停止することができる。

① 借入金を、他に流用したとき

② 虚偽の申込みその他不正な手段による借入れを行ったとき

③ 故意に貸付金の返還を怠ったとき

（変更の届出）

第２条 借受人は、次の事項に該当する場合には、すみやかに七戸美光園に届け出なければならない。

① 借受人や連帯保証人の氏名や住所等に変更があったとき

② 進学者が大学等を退学したとき

③ 就職者が就職先を離職したとき

④　借受人が破産又は民事再生手続開始（以下「破産等」）の申立てを受け、又は申立てをしたとき

⑤ 他の公的な給付又は貸付が決定したとき又は却下されたとき

⑥ 連帯保証人の状況に著しい変更があったとき

⑦ その他山形県社会福祉協議会が定めた事項

（連帯保証人）

第３条 連帯保証人は、この契約により生ずる一切の債務につき、借受人と連帯してその責を負う。

（返還事由）

第４条 借受人が次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしなければならない。

① 進学者が大学等を退学したとき

② 就職者が就職先を離職したとき

③ 本訓練促進資金を他の都道府県等から借り受けていることが発覚したとき

④借受人が貸付契約の解除を申し出たとき

⑤ 進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から１年以内に就職しなかったとき

⑥ 資格取得支援費の貸付を受けた者が、資格をする見込みがなくなったと認められるとき

⑦ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

⑧ その他、この自立支援資金の必要性がなくなったと認められるとき及びその目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

（管轄裁判所の合意）

第５条 七戸美光園と借受人又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、 七戸美光園の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（雑則）

第６条 借受人及び連帯保証人は、本借用書に記載した個人情報について、本制度に必要な範囲で利用し、 第三者に提供することを予め同意することとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸付コード番号 |  |
| 借受人氏名 |  |
| 連帯保証人 |  |
| 連帯保証人 |  |
| 法定代理人 |  |
| 法定代理人 |  |